

# 兵庫県公報

令和5年1月10日 火曜日 第377号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 県営土地改良事業計画の変更及び関係書類の縦覧（農地整備課）	1
○ 保安林の指定予定（治山課）	2
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	6
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（同）	11
○ 基本測量を実施する旨の通知（契約管理課）	11
○ 公共測量を実施する旨の通知（同）	12
○ 同 上（同）	12
○ 同 上（同）	12
○ 同 上（同）	12
○ 同 上（同）	12
○ 同 上（同）	13
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	13
○ 同 上（同）	13
○ 同 上（同）	13
○ 道路の区域の変更（道路保全課）	14
<b>公 告</b>	
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	14
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（中播磨県民センター）	15
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○ 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	15
<b>警察本部公告</b>	
○ 入札公告	18

## 告 示

### 兵庫県告示第18号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を令和4年12月22日に変更したので、土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

この変更計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの変更計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この変更計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この変更計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和5年1月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農地整備事業（経営体育成型）	犬飼田野地区	令和5年1月10日から 同 月30日まで	姫路市役所



**兵庫県告示第19号**

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和5年1月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所  
豊岡市竹野町椒字モグラ谷67の1
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第20号**

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和5年1月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所  
豊岡市竹野町椒字集田1013、1014、字黒谷1023から1028まで、1030、1033、1035、1036、1037の2
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第21号**

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和5年1月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所

美方郡香美町村岡区山田字打越791の9、791の11、字小城1006の1、1006の3、1013、1028、1053の2、1055の1、1055の5、1055の6、1055の10、1078の1、1078の6、1078の11、1078の13、1078の17、字大平1107の2、1107の11

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第22号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和5年1月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 保安林予定森林の所在場所

美方郡香美町香住区小原字横地1230の10

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第23号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和5年1月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 保安林予定森林の所在場所

美方郡香美町香住区余部字カガン谷2195の2

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第24号**

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和5年1月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所  
美方郡香美町香住区土生字奥山337の2、337の3、香住区畑字若山841の4から841の6まで、841の8、841の10から841の13まで
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第25号**

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和5年1月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所  
美方郡新温泉町境字ニゴリブチ81の1、81の4、82、字ウスン谷114、114の1
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第26号**

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和5年1月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所  
美方郡香美町香住区九斗字千谷1、字大ベライ2の1、字フヅト26、字ミロクジ181、187の1、字九斗谷

242の1、242の2、字小野谷358の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第27号**

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和5年1月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 保安林予定森林の所在場所

美方郡香美町香住区丹生地字タキビ299、字コモン谷300、322、332の1、字コボレ340

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第28号**

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和5年1月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名

三井化学エムシー株式会社  
 丹波市柏原町大新屋字坪田18  
 代表取締役社長 小島 順一

- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地

三井化学エムシー株式会社柏原工場  
 丹波市柏原町大新屋字坪田18

- (3) 特定施設に関する事項

種 類	33号イ 縮合反応施設 (No. 1)		33号イ 縮合反応施設 (No. 2)		
	通常	最大	通常	最大	
能 力	300 L		0.52m <sup>3</sup>		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	既 設		同 左		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	既 設		同 左		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	許 可 後		同 左		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	8時20分～17時 8時間 40分		同 左		
使用時間の季節的変動の概要	な し		同 左		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通常	最大	通常	最大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	6～12	6～12	6～12	6～12
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	5,000,000	7,500,000	5,000,000	7,500,000
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	20	30	20	30
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	5,000	7,500	5,000	7,500
	りん含有量 (単位 mg/L)	0.02	0.04	0.02	0.04
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (単位 mg/L)	3,500	7,000	—	—	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 L/日)	5	10	0.49	0.99	

33号イ 縮合反応施設 (No. 3)		33号イ 縮合反応施設 (No. 4)		33号イ 縮合反応施設 (No. 5)		33号イ 縮合反応施設 (No. 6)	
0.26m <sup>3</sup>		0.12m <sup>3</sup>		2 m <sup>3</sup>		5 m <sup>3</sup>	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
6～12	6～12	6～12	6～12	6～12	6～12	6～12	6～12
—	—	—	—	—	—	—	—
5,000,000	7,500,000	5,000,000	7,500,000	5,000,000	7,500,000	5,000,000	7,500,000
20	30	20	30	20	30	20	30
5,000	7,500	5,000	7,500	5,000	7,500	5,000	7,500
0.02	0.04	0.02	0.04	0.02	0.04	0.02	0.04
3,500	7,000	—	—	—	—	3,500	7,000
4.2	8.4	0.11	0.22	1.9	3.8	83	160

33号イ 縮合反応施設 (No. 7)		33号イ 縮合反応施設 (No. 8)		33号イ 縮合反応施設 (No. 9)		33号イ 縮合反応施設 (No. 10)	
2.78m <sup>3</sup>		0.8m <sup>3</sup>		0.05m <sup>3</sup>		3.5m <sup>3</sup>	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
6～12	6～12	6～12	6～12	6～12	6～12	6～12	6～12
—	—	—	—	—	—	—	—
5,000,000	7,500,000	5,000,000	7,500,000	5,000,000	7,500,000	5,000,000	7,500,000
20	30	20	30	20	30	20	30
5,000	7,500	5,000	7,500	5,000	7,500	5,000	7,500
0.02	0.04	0.02	0.04	0.02	0.04	0.02	0.04
—	—	3,500	7,000	—	—	—	—
2.6	5.3	13	26	0.047	0.095	3.3	6.6



33号イ 縮合反応施設 (No. 11、No. 12)		33号リ 廃ガス洗浄施設	
5.5m <sup>3</sup>		20m <sup>3</sup> /分	
同 左		許可後	
同 左		着手後1箇月	
同 左		完成後	
同 左		同 左	
同 左		同 左	
通常	最大	通常	最大
6～12	6～12	1～2	1～2
—	—	220	700
5,000,000	7,500,000	30	60
20	30	20	50
5,000	7,500	20,000	26,000
0.02	0.04	0.02	0.08
—	—	15,000	20,000
5.2/基	14/基	130	260

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

汚水等は外部委託処理又は下水道放流し、間接冷却水のみを排出するため処理施設はない。

(5) 排出水の汚染状態及び量

排 水 口 名		D	E
排 水 量 (単位 m <sup>3</sup> /日)	通 常	127	6.6
	最 大	202.7	10.5
水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	通 常	7.1~8.4	7.1~8.4
	最 大	6.5~8.5	6.5~8.5
生 物 化 学 的 酸 素 要 求 量 (単位 mg/L)	通 常	1.2	1.2
	最 大	3	3
化 学 的 酸 素 要 求 量 (単位 mg/L)	通 常	2.5	2.5
	最 大	5	5
浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	通 常	1.1	1.1
	最 大	3	3
窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	通 常	0.6	0.6
	最 大	2	2
りん 含 有 量 (単位 mg/L)	通 常	0.01 未満	0.01 未満
	最 大	0.03	0.03

F	I	B、C、K、L、M、N、O、P、Q、R
5.4	30.6	雨水専用排水口
8.6	48.8	
7.1～8.4	7.1～8.4	
6.5～8.5	6.5～8.5	
1.2	1.2	
3	3	
2.5	2.5	
5	5	
1.1	1.1	
3	3	
0.6	0.6	
2	2	
0.01未満	0.01未満	
0.03	0.03	

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和5年1月10日から同月31日まで
- (2) 場所 兵庫県環境部水大気課及び丹波市生活環境部環境課



**兵庫県告示第29号**

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和5年1月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 指定する区域  
高砂市荒井町新浜二丁目2763番の一部
- 2 特定有害物質の名称  
鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 3 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第58条第5項第12号に該当



**兵庫県告示第30号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和5年1月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
基本測量（GNSS測量）
- 2 作業期間  
令和4年10月17日から令和5年2月28日まで

3 作業地域

神戸市兵庫区、神戸市長田区、神戸市須磨区、神戸市垂水区、神戸市中央区、明石市、洲本市、豊岡市、養父市、南あわじ市、朝来市、淡路市及び香美町の各一部



**兵庫県告示第31号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年1月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 作業種類

公共測量（空中写真測量（地図情報レベル2500））

2 作業期間

令和4年10月10日から令和5年3月10日まで

3 作業地域

香美町及び新温泉町の各一部



**兵庫県告示第32号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年1月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 作業種類

公共測量（4級基準点測量）

2 作業期間

令和4年11月1日から令和5年3月11日まで

3 作業地域

尼崎市長洲中通二丁目及び三丁目地内



**兵庫県告示第33号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年1月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 作業種類

公共測量（4級基準点測量）

2 作業期間

令和4年11月1日から令和5年3月31日まで

3 作業地域

西宮市小松北町一丁目、小松北町二丁目、若草町一丁目、甲子園一番町及び甲子園二番町地内



**兵庫県告示第34号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年1月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 作業種類

公共測量（3級基準点測量及び4級基準点測量）

2 作業期間

令和4年11月1日から令和5年2月28日まで

3 作業地域

西宮市甲陽園日之出町地内



**兵庫県告示第35号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年1月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 作業種類

公共測量（2級基準点の復旧測量（再設））

2 作業期間

令和4年11月14日から令和5年3月31日まで

3 作業地域

西宮市安井町地内



**兵庫県告示第36号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和5年1月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 作業種類

公共測量（3級基準点測量、4級基準点測量及び現地測量）

2 作業期間

令和4年4月26日から同年10月31日まで

3 作業地域

上郡町梨ヶ原地内



**兵庫県告示第37号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和5年1月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 作業種類

公共測量（4級基準点測量）

2 作業期間

令和4年8月8日から同年11月14日まで

3 作業地域

太子町福地、岩見構及び吉福地内



**兵庫県告示第38号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、明石市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和5年1月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 作業種類

公共測量（3級基準点測量）

2 作業期間

令和4年5月30日から同年9月30日まで

3 作業地域

明石市魚住町住吉三丁目地内



兵庫県告示第39号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和5年1月10日から2週間、西播磨県民局龍野土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年1月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 宍粟新宮線	たつの市新宮町下野字大森546番2から 同 市新宮町新宮字元町1044番1まで	旧	7.0から 13.0まで	1,160.0	
	たつの市新宮町下野字大森546番2から 同 市新宮町新宮字元町1044番1まで たつの市新宮町宮内字出口116番1から 同 市新宮町新宮字境田175番8まで	新	7.0から 13.0まで 10.0から 44.0まで	1,160.0 680.0	予定地

公 告

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和5年1月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオンモール伊丹

所在地 伊丹市藤ノ木一丁目1番1号

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	長島 巖

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	池谷 幹男

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	長島 巖

(2) 駐車場の自動車の出入口の数

ア 変更前

出入口2箇所、出口1箇所、入口1箇所

イ 変更後

出入口3箇所、入口1箇所

4 変更年月日

令和5年2月28日 ほか

5 届出年月日

令和4年12月16日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和5年1月10日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和5年5月10日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和5年1月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤穂市三槌町19番1から19番5まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

神戸市中央区磯辺通四丁目1番38号

シティハウス株式会社 代表取締役 土井将樹

3 許可年月日及び許可番号

令和4年6月10日

兵庫県指令中播(姫土)(建)第1-4号(4赤穂)

**選挙管理委員会告示**

**兵庫県選挙管理委員会告示第1号**

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第13条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設を指定するとともに、既に指定した施設に関し指定の取消しをしたので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和5年1月10日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 石堂則本

1 病院及び介護老人保健施設の表神戸市の項中

「

介護老人保健施設 佐野記念アットホーム 同 市垂水区桃山台5丁目1117-1

を

」

「  

社会医療法人社団 正峰会 フローラルヴィラ桃山台	同 市垂水区桃山台5丁目1117-1
--------------------------	--------------------

」  
に、  
「  

医療法人社団 堇会 介護老人保健施設 名谷すみれ苑	同 市垂水区名谷町字梨原2350-1
---------------------------	--------------------

」  
を  
「  

医療法人社団 堇会 介護老人保健施設 名谷すみれ苑	同 市垂水区名谷町字梨原2350-1
---------------------------	--------------------

ファミリー・ホスピス神戸垂水ハウス	同 市垂水区学が丘5丁目1-2
-------------------	-----------------

」  
に、表姫路市の項中  
「  

医療法人 五葉会 城南多胡病院	同 市本町165
-----------------	----------

」  
を  
「  

医療法人 五葉会 城南病院	同 市本町231
---------------	----------

」  
に、表明石市の項中  
「  

医療法人 大宗会 王子回生病院	同 市王子2丁目20-20
-----------------	---------------

」  
を  
「  

医療法人 若葉会 王子回生病院	同 市大道町2丁目2-3
-----------------	--------------

」  
に、表多可町の項中  
「  

多可赤十字介護老人保健施設	同 町中区岸上280-19
---------------	---------------

」  
を  
「  

多可赤十字介護老人保健施設	同 町中区岸上280-19
---------------	---------------

多可赤十字病院介護医療院	同 町中区岸上280-19
--------------	---------------

」  
に、改める。

2 老人ホームの表神戸市の項中



「  
を  
「  
に、  
「  
を  
「  
に、表姫路市の項中  
「  
を  
「  
に、表伊丹市の項中  
「  
を  
「  
に、  
「  
を

リハビリホーム グランダ神戸北野	同 市中央区北野町4丁目12-1
------------------	------------------

リハビリホーム グランダ神戸北野	同 市中央区北野町4丁目12-1
社会福祉法人 豊益会 神戸永神館	同 市中央区栄町通6丁目1-8

野瀬サービス付き高齢者向け住宅 やっぱりここ	同 市長田区久保町3丁目9-7
------------------------	-----------------

野瀬サービス付き高齢者向け住宅 やっぱりここ	同 市長田区久保町3丁目9-7
はっぴーの家ろっけん	同 市長田区二葉町1丁目1-8

医療法人 恵風会 サービス付き高齢者向け住宅 まほろば	同 市西今宿5丁目5-30
-----------------------------	---------------

医療法人 恵風会 サービス付き高齢者向け住宅 まほろば	同 市西今宿5丁目5-30
サービス付き高齢者向け住宅 城南の家	同 市本町231

養護老人ホーム 松風園	伊丹市昆陽池1丁目105
特別養護老人ホーム 桃寿園	同 市昆陽池1丁目105

養護老人ホーム 松風園	伊丹市中野北4丁目2-11
-------------	---------------

特別養護老人ホーム ケアハイツいたみ	同 市中野西1丁目141
--------------------	--------------

「

特別養護老人ホーム ケアハイツいたみ	同 市中野西1丁目141
社会福祉法人 伊丹市社会福祉事業団 特別養護老人ホーム ケアハイツなかの	同 市中野北4丁目2-11

」

に、表川西市の項中

「

かえでシニアアルヴァンタウン	同 市小花2丁目27-18
----------------	---------------

」

を

「

かえでシニアアルヴァンタウン	同 市小花2丁目27-18
プラチナ・シニアホーム川西中央	同 市出在家町18-14

」

に、改める。

警 察 本 部 公 告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和5年1月10日

契約担当者

兵庫県警察本部長 桐原弘毅

1 調達内容

(1) 購入物品及び数量

令和5年度兵庫県警察本部車両用燃料の単価契約

ア レギュラーガソリン 予定数量 105万リットル

イ ハイオクガソリン 予定数量 32万9千リットル

ウ 軽油 予定数量 6万3千リットル

(2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期間

令和5年4月1日（土）から令和6年3月31日（日）まで

(4) 納入場所

落札者が提供できる兵庫県内及び兵庫県外に存する指定給油所のうち契約担当者が指定する給油所

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、アに示す金額の合計をもって落札価格とするので、イに示す合計金額を入札書に記載すること。

ア レギュラーガソリン及びハイオクガソリンについては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を加算した金額と、軽油については、入札書に記載された金額に当該金額から軽油引取税額分を減じた額の100分の10に相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を加算した金額の合計

イ レギュラーガソリン及びハイオクガソリンについては見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額と、軽油については見積もった契約希望金額から軽油引取税額を減じた額の110分の100に相当する金額に軽油引取税額を加算した金額の合計

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に、出納局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

### 3 入札の参加申込及び入札の方法等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号  
県警察本部総務部装備課 担当 砂原  
電話 (078) 341-7441 内線2342

- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間、入札説明書の交付期間  
令和5年1月10日（火）から同月24日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）  
午前10時から午後5時まで

- (3) 入札・開札の日時及び場所  
令和5年2月21日（火）午後2時  
神戸市中央区下山手通5丁目4番1号 県警察本部地下1階車両整備室

- (4) 入札書の提出期限  
上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、令和5年2月20日（月）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金  
契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の入札保証金を令和5年2月17日（金）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に契約担当者を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金  
契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に契約担当者を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

- (4) 入札者に要求される義務

ア 県下の46警察署の管内にそれぞれ1箇所以上給油所を確保している等を確認するために「給油所保有（設置）一覧表」を提出すること。

イ 国内全都道府県に臨時給油所の設定が可能であることが確認できる書類を提出すること。

ウ ガソリン供給能力の確保のために石油元請会社の「特約店証明書」等を提出すること。

エ 納入しようとするガソリン等の品質を証明するために「品質証明書」を提出すること。

オ 上記アからエまでの証明書等は、令和5年1月24日（火）までに提出すること。

カ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アからエまでの証明書等に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

- (5) 入札に関する条件

ア 入札書は、前記3(3)の日時及び場所に直接持参すること。ただし、郵送等による入札の場合は、令和

5年2月20日（月）午後5時までに、前記3(1)の場所に必着のこと。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（令和5年4月1日（土））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(8) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となったもの以外の者

コ 入札の対象となる調達に係る予算が議決されその予算の執行が可能であること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書の作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the bid announcement

(1) Person in charge:

Kouki Kirihara, Chief of Hyogo Prefectural Police HQ

(2) Products to be purchased:

a Regular gasoline            Approx. 1,050,000 liters

b High-octane gasoline        Approx. 329,000 liters

c Light oil                    Approx. 63,000 liters

(3) Delivery period:

From April 1, 2023 to March 31, 2024

(4) Delivery places:

The designated place by Chief of Hyogo Prefectural Police HQ

(5) Deadline for the application forms:

17:00 January 24, 2023

(6) Deadline for bidding:

17:00 February 20, 2023 by mail;

14:00 February 21, 2023 by direct delivery

(7) Secretariat:

Miss. Sunahara, Equipment Division, Hyogo Prefectural Police HQ

5-4-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8510

TEL (078)341-7441 Ext. 2342